

医療費の支払いが高額になる場合は

「限度額適用認定証」または、「マイナンバーカード」をご利用ください

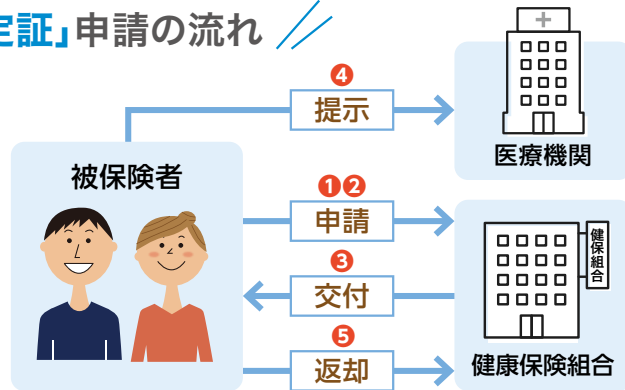


1ヵ月(1日～末日)の間に高額な医療を受けて支払額が「自己負担限度額」を超えると、後日、健保組合より「高額療養費」が支給されます。

「限度額適用認定証」は、この高額療養費に相当する額を医療機関の窓口で支払う額(医療費の2割～3割)から事前に差し引いて当日の支払額を軽減する制度です。(高額療養費の現物給付)

「限度額適用認定証」申請の流れ

- ① ホームページから「限度額適用認定申請書」をダウンロード。
 - ② 当組合へ申請書を郵送提出。
 - ③ ご希望の送付先(ご自宅・事業所等)へ郵送します。
 - ④ 医療機関の窓口で健康保険証とともに提示してください。
 - ⑤ 使用が終わりましたら当組合へ返却してください。
- ※ 限度額適用認定証の有効期限は最長1年間です。有効期限の過ぎた認定証は使用できませんのでご注意ください。



マイナンバーカードで受診する場合は限度額適用認定証の手続きは不要です!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できる医療機関等(病院、診療所、薬局)では、限度額適用認定証を提示しなくても窓口での支払いが限度額までとなります。(マイナンバーカードを健康保険証として利用するには申込が必要です。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも申込できますが、受診時の混雑を避けるため、また、待ち時間短縮のため、マイナポータルなどでの事前の申込をお願いします。) なお、低所得者*は従来通り申請手続きが必要となります。

*低所得者…被保険者の当年度(4月～7月は前年度)の市区町村民税が非課税の方。

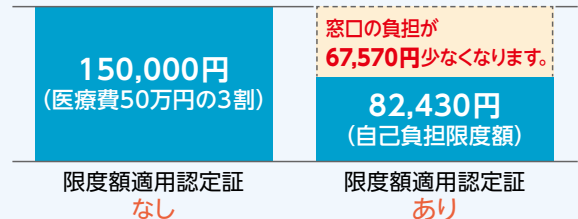
「限度額適用認定証」を提示しない場合と提示した場合の差

例) 70歳未満の被保険者で標準報酬月額が28万円～50万円(区分:ウ)の方が、総医療費500,000円の医療を受けたとき

限度額適用認定証を提示しない場合、病院での支払額は3割負担で150,000円になりますが、限度額適用認定証を提示した場合は67,570円少なくなり窓口の負担が82,430円になります。

自己負担限度額の算出方法

$$80,100円 + (500,000円 - 267,000円) \times 1\% = 82,430円$$



70歳未満の方の自己負担限度額

| 所得区分 (標準報酬月額) | 適用 区分 | 自己負担限度額 |
|---------------------|----------|----------------------------|
| 83万円以上 | ア | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% |
| 53万円～79万円 | イ | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% |
| 28万円～50万円 | ウ | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% |
| 26万円以下 | エ | 57,600円 |
| 低所得者 (市区町村税非課税者) | オ | 35,400円 |

70歳～74歳(高齢受給者)の方の自己負担限度額

| 所得区分 (標準報酬月額) | 適用 区分 | 自己負担限度額 | |
|---------------------|----------|----------------------------|-----------|
| | | 外来(個人ごと) | 入院+外来(世帯) |
| 83万円以上 | 現役並みⅢ | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% | |
| 53万円～79万円 | 現役並みⅡ | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% | |
| 28万円～50万円 | 現役並みⅠ | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% | |
| 26万円以下 | 一般 | 18,000円 | 57,600円 |
| 低所得者 (市区町村税非課税者) | 低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | 低所得Ⅰ | | 15,000円 |

高齢受給者の方で適用区分が「一般」及び「現役並みⅢ」の方は、被保険者証兼高齢受給者証を提示することで自己負担限度額になるため限度額適用認定証は不要です。

●詳細については下記担当までお問合せください。

問合せ

東京実業健康保険組合

本部 審査第二課 TEL03-3663-1361(代) 城西支部 調査係 TEL03-3342-8821(代)
城南支部 調査係 TEL03-5537-2400(代) 城北支部 調査係 TEL03-3980-1501(代)